

令和 3 (2021) 年度

山形大学大学院社会文化創造研究科(修士課程)

芸術・スポーツ科学コース

学 生 募 集 要 項

(第 2 次募集)

令和 2 (2020) 年 12 月

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、本要項の記載内容に変更が生じた場合は、本研究科ホームページでお知らせしますので、随時確認してください。

社会文化創造研究科ホームページ <https://www.cssc.yamagata-u.ac.jp/>

目 次

I	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	1
II	募集人員	3
III	日程表	3
IV	出願資格・出願要件	3
V	受験上及び修学上の配慮を希望する入学志願者の事前相談	6
VI	募集要項細目	
	1 出願手続	7
	2 入学者選抜方法	9
	3 合格者の発表	11
	4 入学手続	11
	5 追加合格	11
VII	受験者心得	12
VIII	授業料	13
IX	大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置	13
X	長期履修学生制度	13
XI	入学試験個人成績の開示・請求方法について	13
XII	その他	14

問合せ・書類送付先

担当部署	住所
小白川キャンパス事務部入試課 地域教育文化学部担当 TEL:023-628-4310	〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4-12

I 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

社会文化創造研究科は、人文社会科学及び芸術・スポーツ科学の各分野において、高度な専門的知識や技能を涵養するとともに、各分野において地域社会の健全な発展向上に寄与することができる高度専門職業人を養成します。そして、専門的知識や技能を育成するため、世界的な視野から地域における諸課題に積極的に取り組み、分析し、その課題を解決できる能力を持った人材を育成します。そのため、多様な視点や広い視野を獲得して課題解決に積極的に応えていく意欲のある人を、国内外から広く受け入れます。

＜求める学生像＞

- ・人文社会科学と芸術・スポーツ科学の各分野における高度な専門的知識と技能を身に付け、実践的な能力を高めたいという意欲と能力を持つ人
- ・今日の国際社会や地域社会の抱える諸課題に対し、積極的に取り組み解決しようとする意欲と能力を有している人

各コースの入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)、入試区分及び選抜方法は以下に示したとおりです。

〔社会文化システムコース〕

社会科学及び人文科学に分類される学問領域の垣根を低くし、相互の融合を図りながら、人間の活動を「社会」と「文化」の関係から広く捉える視座に立ち、世界的視野から国家や地域の理解・発展に寄与できる地域創生人材を養成することを目標とし、外国人留学生を積極的に受け入れ、学部卒の進学生、外国人留学生、国内外の社会人等、多様な背景を持った学生どうしの協働や切磋琢磨を通じて課題解決力を高めていく教育の場を整備しています。

また、社会文化システムコースの求める学生像は以下のとおりです。

◆求める学生像

- ・社会科学や人文科学に関する基礎的な学力を有し、社会や文化の現象を探究したいと考えている人
- ・人間の活動から生まれる諸問題に強い関心を示し、それらを解決しようとする意欲がある人
- ・専門的知識や技術を活用し応用することによって、グローバル・ローカル双方の視点をもって国際社会や地域社会に貢献しようとしている人

以上のような観点から、コースの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学試験を、次の①～⑤の入試区分及び選抜方法により実施します。

① 一般入試

四年制の大学を卒業していること、又は卒業見込みであること等を出願資格とし、専門科目・面接・出願書類を総合して選抜する。

② 社会人入試

大学院入学資格を有し、出願時において四年制の大学を卒業後3年以上経過していること等を出願資格とし、口述試験・出願書類を総合して選抜する。

③ 外国人留学生入試

大学院入学資格を有し、日本国籍を持たないこと等を出願資格とし、口述試験・日本語・出願書類を総合して選抜する。

④ 推薦入試

大学の4年次に在学し、指導教員からの推薦書を提出できること等を出願資格とし、面接・出願書類を総合して選抜する。

⑤ 協定校（外国人留学生）推薦入試

日本国籍を持たず、本学並びに本学人文社会科学部と交流協定を締結している大学を卒業又は卒業見込みであること等を出願資格とし、書類審査により選抜する。

〔臨床心理学コース〕

臨床心理学コースは、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の領域において、適切かつ確実な心理支援のできる高度専門家(臨床心理士、公認心理師等)として従事するために必要な資質・能力を養成します。

また、臨床心理学コースの求める学生像は以下のとおりです。

◆求める学生像

- ・心理職を強く志向し、心理支援の実践力を身に付けたいという意欲を持つ人
- ・心理職に求められるコミュニケーション能力を持つ人
- ・臨床心理学に関する専門的な知識と技術を身につけたいという意欲を持ち、かつ、努力し続けることができる人
- ・専門性を活かしながら社会的な役割を担うことを目指し、その実現のために努力することができる人

以上のような観点から、コースの入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学試験を、次の①～④の入試区分及び選抜方法により実施します。

① 一般入試

四年制大学を卒業していること、または卒業見込であることを出願資格とし、筆記試験と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

② 社会人入試

大学院入学資格を有し、入学予定時に3年以上の職業経験を有することを出願資格とし、筆記試験と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

③ 外国人留学生入試

大学院入学資格を有し、日本国籍を持たないことを出願資格とし、筆記試験と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

④ 推薦入試

出身大学（本学を含む）の指導教員の推薦を受け、合格した場合には入学を確約できる者であること等を出願資格とし、面接、出願書類によって合否判定を行う。

〔芸術・スポーツ科学コース〕

芸術・スポーツ科学コースでは、音楽芸術、造形芸術、スポーツ科学それぞれの領域において、文化の活性化に寄与することができる高度専門的職業人を養成します。

音楽芸術では、学部で修得した音楽芸術に関する基礎知識や技能等を基に、個々に応じた授業を通し、更に高度で専門的な技能や指導力の涵養を図り、専門分野で地域における指導的な役割を担う人材を育成します。また、オペラ、室内楽、オーケストラを教育の中心に据え、演奏会等の企画・運営・実践を通して音楽事業のコーディネート能力とマネジメント能力を涵養し、地域や社会の芸術文化の発展・振興に貢献できる人材を養成します。

造形芸術では、学部で修得した造形芸術に関する基礎知識や技能等を基に、絵画、彫刻、芸術学等の各専門領域において更に高度な専門的スキルと指導力を備えた人材を養成します。また、文化政策やアートマネジメントに関する実践的な能力を涵養し、公的な文化施設・団体をはじめ一般企業などの文化事業において、企画・運営・実践・指導を通して地域や社会の芸術文化の発展・振興に貢献できる人材を養成します。

スポーツ科学では、各種スポーツの技術や先端理論等を修得し、競技力向上の指導者を目指す人材を養成します。また、スポーツ活動を企画する能力を涵養すると同時に、地域社会や行政、並びに各種スポーツ団体等と有機的に連携し協働できる能力を涵養し、生涯スポーツ社会の構築を積極的に推進することのできる人材を養成します。

また、芸術・スポーツ科学コースの求める学生像は以下のとおりです。

◆求める学生像

- ・大学の学部で音楽芸術・造形芸術・スポーツ科学の基礎的知識を修め、音楽芸術や造形芸術及びスポーツ科学の各プログラムに広い視野を持ち、高度な専門的知識や技術の修得を目指す意欲と能力を持つ人

以上のような観点から、コースの入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学試験を、次の①～③の入試区分及び選抜方法により実施します。

① 一般入試

四年制大学を卒業していること、または卒業見込であることを出願資格とし、筆記試験（音楽芸術のみ実技試験）と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

② 社会人入試

大学院入学資格を有し、入学予定時に3年以上の職業経験を有することを出願資格とし、筆記試験（音楽芸術のみ実技試験）と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

③ 外国人留学生入試

大学院入学資格を有し、日本国籍を持たないことを出願資格とし、筆記試験（音楽芸術のみ実技試験）と面接及び出願書類によって合否判定を行う。

Ⅱ 募集人員

専攻	コース	分野	選抜区分	募集人員
社会文化創造	芸術・スポーツ科学	音楽芸術	一般入試	4 人
		造形芸術	社会人入試	
		スポーツ科学	外国人留学生入試	

Ⅲ 日程表

選抜区分	期日及び期間	
一般入試 社会人入試 外国人留学生入試	出願受付期間	令和 3 (2021) 年 1 月 5 日(火)～ 8 日(金)
	試験期日	令和 3 (2021) 年 2 月 6 日(土)
	合格発表	令和 3 (2021) 年 2 月 12 日(金)

備考：出願受付期間はいずれも土・日曜日、祝日を除く。

Ⅳ 出願資格・出願要件

1 一般入試

次の各号のいずれかに該当する者又は令和 3 (2021) 年 3 月までに該当する見込みの者

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条第 1 項に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- ※ (9) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ※ (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者

- ※ (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ※ (12) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 3（2021）年 3 月 31 日までに 22 歳に達したもの

2 社会人入試

令和 3（2021）年 4 月 1 日現在において官公庁、企業又は教育機関等での 3 年以上の職業経験を有する者（社会文化システムコースにおいては、出願時において卒業後 1 年以上継続して職業経験を有する有職者、又は卒業後 3 年以上経過している者も含む）で、次の各号のいずれかに該当する者、又は令和 3（2021）年 3 月までに該当する見込みの者

（注）要件における職業経験には、アルバイト等の定職とみなされないものは含まれない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- ※ (9) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ※ (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
- ※ (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ※ (12) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 3（2021）年 3 月 31 日までに 22 歳に達したもの

3 外国人留学生入試

日本国籍を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者又は令和3（2021）年3月31日までに該当する見込みの者

- (1) 外国人留学生として、大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (8) 外国人留学生として、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ※(9) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- ※(10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

個別の入学資格審査

※印がついている出願資格により入学を志願しようとする者については、次のとおり事前に個別の入学資格審査を行いますので、該当者は担当部署まで連絡し、申請書類の指定様式を取り寄せてください。

1 入学資格審査申請書類提出期間及び通知期日

書類取り寄せ受付	提出期間	審査結果通知期日
令和2（2020）年 12月21日（月）まで	令和2（2020）年 12月21日（月）～22日（火）	令和2（2020）年 12月24日（木）

受付時間は、各日とも9時から16時30分までとする。郵送の場合も提出期間内に必着のこと。

2 入学資格審査書類提出・問合せ先

本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」を参照すること。

V 受験上及び修学上の配慮を希望する入学志願者の事前相談

病気、負傷や障害等のために、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、出願受付開始2～3週間前までに、本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」に相談すること。

区 分	対 象 と な る 者
①視 覚 障 害	・点字による教育を受けている者 ・良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 ・両眼による視野について強度視野障害のある者 ・上記以外の視覚に関する配慮を必要とする者
②聴 覚 障 害	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚に関する配慮を必要とする者
③肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由に関する配慮を必要とする者
④病 弱	・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
⑤発 達 障 害	・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者
⑥そ の 他	・①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とする者

VI 入学者選抜方法

1 出願手続

(1) 出願書類

出 願 書 類	出 願 書 類 作 成 上 の 注 意	一般入試	社会人入試	外国人留学生入試
入学願書・履歴書	指定の用紙を用いること。	○	○	○
写真票・受験票	出願前 3 か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きの写真(4cm×3cm)を写真票の所定欄にはること。	○	○	○
研究希望調書	指定の用紙を用いること。	○	○	○
卒業(修了)証明書 又は卒業(修了)見込証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの。	○	○	○
成績証明書	出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの。	○	○	○
検定料を振り込んだことがわかる書類の写し	検定料 30,000 円の振込内容がわかる振込控えの写しを提出すること。 詳細は「(2) 検定料の納付」参照。	○	○	○
受験票等返信用封筒	市販の封筒(長形 3 号: 23. 5cm×12cm)に本人の郵便番号・住所・氏名を記入し、94 円切手をはったもの。	○	○	○
ラベル票	指定のラベル票に、合格通知及び入学手続関係の書類を受ける郵便番号・住所・氏名(本人氏名)・電話番号を記入すること。	○	○	○
出願書類等提出明細票	提出欄に○印をつけること。	○	○	○
演奏曲目届	指定の用紙を用いること。	音楽芸術分野 声楽・器楽受験者のみ		
楽譜	音楽芸術分野志願者のうち専門科目を作曲で受験する場合は、3 年以内に志願者本人が作曲した作品 3 点を提出すること。作品は試験終了後返却する。	音楽芸術分野 作曲受験者のみ		
演奏活動の報告書	音楽芸術分野を受験する場合は、これまでに 行ってきた演奏活動の報告書を A4 判用紙 2 枚程度(書式は任意)に概要をまとめて出願時に提出すること。		音楽芸術分野 受験者のみ	
学士の学位授与証明書	大学改革支援・学位授与機構(旧: 大学評価・学位授与機構)が発行したもの。	該当者		
受験承諾書	指定の用紙を用い、大学院在学者については所属研究科長が、官公庁・会社等に在職したまま入学しようとする者については所属長が作成したもの。	大学院に在学している者または 官公庁・会社等に在職したまま 入学しようとする者		
住民票の写し	受験のために滞在し、外国人登録をしていない者は、パスポートの写しを提出すること。	外国人で、住民登録をしている者		

備考

(注1) 外国において、学校教育における課程を修了(見込)した者については、最終学校の成績証明書及び卒業証明書を原本で提出すること。(原則として原本とするが、やむを得ず写しを提出する場合は、最寄りの大使館、領事館等で原本証明を受けること。)。日本語訳も併せて提出すること。

(注2) 出願資格の「1 一般入試」、「2 社会人入試」の(2)及び「4 外国人留学生入試」の(2)の学位を取得見込みの者により出願する者は、さらに次の書類を提出すること。
学位授与申請受理証明書又は「大学改革支援・学位授与機構に学位授与の申請(予定)をしている」旨が明記されている証明書(様式任意)で、出身大学長(出身学校長)が作成したもの。

(2) 検定料の納付

①検定料 30,000 円

※本学出願時に入学後の国費外国人留学生奨学金の受給が決定されている者については、検定料は不要である。

②払込期間

令和 2 (2020) 年 12 月 21 日(月)～令和 3 (2021) 年 1 月 8 日(金)

③払込方法

- ・以下の振込先に金融機関窓口又は A T M から振り込むこと。
金融機関窓口の場合：「電信扱」で振り込むこと。
振込控えが出ない方法(モバイルバンキングなど)で振り込まないこと。
- ・振込みの際、依頼人名・振込人名等には、必ず数字の「222」と記入した後に出願者本人の氏名を記入すること。
- ・振込手数料は各自の負担となる。

④振込先

【金融機関名】山形銀行 【支店名】本店営業部
【預金種別】普通口座 【口座番号】59358
【口座名義(カナ名義)】ヤマガタダイガク
【口座名義】国立大学法人山形大学 学長 玉手英利

⑤振込内容がわかる振込控えの写し(提出用)

- ・振込控え(「ご利用明細」など)の写しを提出すること。振込控えに預金残高など出願に関係のない個人情報が印字されている場合は、「振込日時」「振込先」「振込人氏名」「振込金額」以外は塗りつぶしても構わない。
- ・振込控えに「振込予約日」が記載されている場合は、「振込予約日」を塗りつぶさないこと。

⑥検定料の返還

既に払い込んだ検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

- ・検定料を払い込んだが出願しなかった場合(出願書類を提出しなかった場合又は出願が受理されなかった場合を含む。)
- ・誤って検定料を二重に払い込んだ場合
- ・出願後に国費外国人留学生奨学金の延長が決定し、本学に入学する場合

⑦返還についての問合せ先：本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」を参照すること。

(3) 出願方法

入学志願者は、「(1)出願書類」に掲げる書類等を取りそろえ、指定の宛名シートをはり付けた角形 2 号封筒(33.2cm×22cm)を用いて、下記出願受付期間中に提出すること。

なお、郵送の場合は書留速達便とすること。

■出願受付期間：令和 3 (2021) 年 1 月 5 日(火)～ 8 日(金)

受付時間は、各日とも 9 時から 16 時 30 分までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

■出願書類等の提出先：本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」を参照すること。

(4) 出願上の注意事項

出願書類受理後は、出願書類等の返還及び記載事項の変更は認めない。

2 入学者選抜方法

入学者の選抜は学力試験等(筆記試験・面接・実技試験(音楽芸術分野のみ))及び出願書類の審査結果を総合して行う。

(1) 試験期日 令和3(2021)年2月6日(土)

(2) 試験科目及び時間割

【音楽芸術分野】

選抜区分	専門科目	面接
一般入試	9:00～10:30 ◎共通科目(必修) ○選択科目 ・声楽 ・器楽 ・作曲 ・音楽教育 1科目選択	11:30～
社会人入試	9:00～10:30 ○選択科目 ・声楽 ・器楽 ・作曲 ・音楽教育 1科目選択	11:30～
外国人留学生入試		

○共通科目(一般入試)

(ア)コンコーネ 50 番練習曲の弾き歌い演奏(下記の番号より当日1曲指定)

23 番, 26 番, 27 番, 34 番, 37 番

(イ)上記で演奏した曲についての楽曲分析及び音楽一般についての口頭試問

○選択科目(一般入試・社会人入試・外国人留学生入試)

(ア)声楽：実技試験

演奏時間 10 分程度の任意の1曲又は数曲。ただし、暗譜で演奏すること。

(イ)器楽：実技試験

◆ ピアノで受験する者

a 及び b で 15 分程度を用意すること。ただし、暗譜で演奏し繰り返しは行わないこと。

a ハイドン、モーツァルト及びベートーヴェンのピアノ・ソナタから任意に一つの楽章(ただし、緩徐楽章を除く。)

b 任意の1曲(楽章)又は数曲

◆ 管弦打楽器で受験する者

演奏時間 10 分程度の任意の1曲又は数曲。ただし、暗譜で演奏すること。

(ウ)作曲：実技・筆記試験(所要時間 90 分)。

機能と声に基づく、非和声音、転調を含むソプラノ・バス課題の試験を実施する。

(エ)音楽教育：筆記試験(所要時間 90 分)

※ 声楽及び管弦打楽器において、伴奏付きの作品を演奏する場合には、伴奏者を同伴すること。

※ 管弦打楽器で受験する者は、演奏楽器を各自持参すること。ただし、コントラバス及びマリimbaは、本学のものを使用してもよい。

※ 専門科目を作曲で受験する場合は、3年以内に志願者本人が作曲した3点(楽譜)を出願時に提出すること。面接の際に提出作品について質問する。なお、作品は試験終了後返却する。

また、共通科目(ア)の弾き歌い演奏(21 ページで指定した5つの番号より任意の1曲)を1枚のDVD-Rに録画し、令和3年2月3日(水)までに、提出すること。

※ 専門科目を声楽又は器楽で受験する場合は、共通科目(ア)の弾き歌い演奏(21 ページで指定した5つの番号より任意の1曲)及び選択科目の演奏を1枚のDVD-Rに録画し、令和3年2月3日(水)までに、提出すること。

※ 専門科目を音楽教育で受験する場合は、共通科目(ア)の弾き歌い演奏(21 ページで指定した5つの番号より任意の1曲)を1枚のDVD-Rに録画し、令和3年2月3日(水)までに、提出すること。

【造形芸術分野】

選抜区分	専門科目	面接
一般入試	9:00～10:30 ・ 絵画 ・ 彫刻 ・ 美術理論・美術史 ・ 美術教育 } 1科目選択	11:30～
社会人入試		
外国人留学生入試		

○造形芸術分野におけるこれまでに制作した作品や活動実績等をまとめたポートフォリオ(A4判)を令和3年2月3日(水)までに提出すること。

※専門科目を絵画で受験する場合は、絵画作品を3点以上掲載すること。

※専門科目を彫刻で受験する場合は、彫刻作品を3点以上掲載すること。

○面接試験においては、2年以内に受験者が制作した作品2点(大きさは特に制限しない)を持参すること。

作品の搬入が困難な場合は、写真(キャビネ以上)で代替してもよい。ただし、作品には、制作証明書(指導教員、所属長等の証明するもの、様式は自由)を添付すること。

なお、主として理論的研究を志望する者は、1点以上2点以内の論文・報告書等を持参する作品に代えることができる。その場合、論文・報告書等の概要をA4判2枚以内にまとめたものを添付して、これまでの造形芸術分野における活動実績等をまとめたポートフォリオ(A4判)と合わせて令和3年2月3日(水)までに提出すること。

作品(制作証明書添付)は、試験当日の8時から8時30分までに当日指示された面接試験会場に提出すること。(原則として本人が搬入すること。)

【スポーツ科学分野】

選抜区分	専門科目	面接
一般入試	9:00～10:30 ・トレーニング科学 ・スポーツバイオメカニクス ・スポーツ社会学 ・コーチング学 ・スポーツ心理学 ・体育科教育学, スポーツ教育学 ・スポーツ栄養学 ・食健康科学	11:30～
社会人入試		
外国人留学生入試		

2 科目
選択

(3) 試験の配点

- ①一般入試(合計 300 点)：専門科目(200 点)，面接(100 点)
 ②社会人・外国人留学生入試(合計 300 点)：専門科目(200 点)，面接(100 点)

(4) 試験場 山形大学地域教育文化学部(山形市小白川町一丁目 4 番 12 号)

3 合格者の発表

■合格発表日：令和 3 (2021) 年 2 月 12 日(金) 11 時

本人宛てに合格通知書を送付する。

また，社会文化創造研究科ホームページ(<https://www-cssc.yamagata-u.ac.jp/>)内に合格者の受験番号を掲載する。電話等による可否の問合せには一切応じない。

4 入学手続

合格者には，合格通知書及び入学に際し必要な書類を送付する。

- (1) 入学手続期間 令和 3 (2021) 年 2 月 22 日(月)～26 日(金)
 受付時間は，9 時から 16 時 30 分までとする。

(2) 提出書類

入学誓書，学生証用写真はり付け用紙等

(3) 入学料

入学料 282,000 円

(注)入学手続の際に，上記の入学料を納付する。

5 追加合格

入学手続完了者数が入学定員に満たない場合は，追加合格を行う場合がある。

追加合格を行う場合の入学意志の確認は，令和 3 (2021) 年 3 月 1 日(月) から 3 月 3 日(水)までの間に入学願書の「現住所」欄に記入された電話番号に問い合わせで行うので，電話番号の記載に十分注意すること。

VII 受験者心得

(1) 「山形大学大学院社会文化創造研究科(修士課程)受験票」について

- ①試験当日は、「山形大学大学院社会文化創造研究科(修士課程)受験票」を必ず持参し、試験場に入場する際に提示すること。
- ②試験場では、常に受験票を携行し、受験中は係員の指示に従うこと。また、試験室等では「山形大学大学院社会文化創造研究科(修士課程)受験票」に記載されている受験番号と同じ番号がはられている席に着くこと。
- ③試験当日、受験票を忘れた場合は、入場の際、係員に必ず申し出て、仮受験票発行の手続きをとること。
- ④受験票を紛失した場合は、速やかに小白川キャンパス事務部入試課に申し出ること。
- ⑤受験票は、入学試験成績の情報開示請求の際にも必要になるため、大切に保管すること。

(2) 天候等により、交通機関に乱れが生じる場合があるため、天候状況及び交通機関の運行状況を確認し、できるだけ試験前日までに山形市に到着するなど、時間に十分な余裕をもって試験場へ向かうようにすること。

(3) 受験者は、試験開始時刻 30 分前までに試験場に到着すること。

(4) 試験開始時刻に遅れた場合は、係員に申し出て指示を受けること。

(5) 試験開始後 20 分を経過した後は、試験室への入室を認めない。

(6) 試験当日、交通機関の事故又は災害等が発生した場合、試験開始時刻を繰り下げることがある。

(7) 筆記試験等における留意点について

- ①受験票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類を除く。)、時計(辞書や電卓、端末等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く。)、定規、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)、目薬とする。
- ②試験室では、他人のものを借用したり、共用したりしてはならない。
- ③試験時間内の退室は認めない。受験中の発病等やむを得ない場合には、挙手をして監督者の指示に従うこと。
- ④不正行為があると認められた者の答案は、すべて無効とする。

(8) 携帯電話・スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類は試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っておくこと。試験時間中に、これらをかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っているとは不正行為となることがある。

(9) 試験時間中は、時計のアラーム等を使用してはならない。

(10) 試験が午後にわたるため、昼食を持参すること。

(11) 試験終了までは、試験場となっている建物の外に出ることはできないので留意すること。

(12) 試験当日は、自動車・バイクによる入構を禁止する。

(13) 受験のための宿泊施設については、本学ではあつせんしない。

(14) 試験当日試験場付近や最寄りの駅周辺で合否メール等の受付をする者がいる。これらの者は本学とは何ら関係なく、トラブルが生じて本学は一切責任を負わないため、十分注意すること。

また、アンケート等と称して、住所や電話番号を書かせたりする者がいるが、これらの者についても本学と何ら関係なく、個人情報悪用される場合があるため、慎重に対応すること。

Ⅷ 授業料

授業料は、入学後に納付する。納付方法については、「年 1 回払い」、「年 2 回払い」、「年 10 回均等払い」、「年 10 回ボーナス併用払い」から選択できる。

■授業料：年額 535,800 円(予定額)

(注)1 在学中に改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用される。

2 納付方法等詳細については、合格通知の際に通知する。

Ⅸ 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置

本研究科では、社会人の受入れに当たり、教育・研究上特に必要と認められる場合、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置を適用し、次の方法で履修することができる。

- (1) 通常の時間帯(8 時 50 分～17 時 50 分)以外に、特例措置の時間帯(18 時 00 分～21 時 10 分)を設定する。
- (2) 必要に応じて学生の休業日(土曜日・日曜日あるいは夏季・冬季休業期間)も履修できるものとする。
- (3) 特例措置の時間帯による履修を希望する者は、指導教員と十分な相談の上、履修計画を作成し、各年度始めに研究科長に申請するものとする。

Ⅹ 長期履修学生制度

学生が職業を有しているなどの事情により、標準修業年限(2 年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することができる長期履修学生制度がある。ただし、長期履修の期間は 4 年を超えることができない。

この制度を利用する場合は、授業料は、標準修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた期間年限で分割して納めることができる。

なお、長期履修期間の年限等この制度の詳細については、本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」へ照会すること。

Ⅺ 入学試験個人成績の開示・請求方法について

- (1) 開示請求受付期間：令和 3 (2021)年 5 月 1 日～5 月 31 日(消印有効)
受付時間は、9 時から 16 時 30 分までとする。(土・日曜日、祝日を除く。)
- (2) 請求者：受験者本人に限る。(代理人による請求は認めない。)
- (3) 請求方法：小白川キャンパス事務部入試課の窓口への持参又は郵送により受け付ける。
次の①～③の書類により申し込むこと。
なお、郵送による申込の場合は、担当部署宛ての封筒の表に「社会文化創造研究科入試成績開示申込み」と朱書きすること。

①令和 3 (2021)年度山形大学入学者選抜試験成績等開示申込書

※申込書は、令和 3 (2021)年 4 月中旬以降、山形大学ホームページ「入試案内」又は「受験生の方」からダウンロードすること。

②本学受験票(写しは不可)

※持参による申込の場合は申込時に、郵送による申込の場合は返送時に同封して返却する。

③返信用封筒(長形3号(23.5 cm×12 cm)に414円分の切手をはり、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入したもの)

(4) 開示方法：請求のあった日の翌日以降2週間以内を目途に、郵送(簡易書留)により開示する。
ただし、請求の内容によっては、時間を要する場合がある。

(5) 請求先及び問合せ先：本募集要項の目次の下部に記載の「問合せ・書類送付先」を参照すること。

XII その他

本学は、入学試験に関する個人情報には次の目的のために利用する。なお、この目的以外に当該情報を第三者に開示、提供及び預託することはない。

①入学者選抜試験実施のため

②入学手続業務のため

③入試統計調査のため

④就学上必要な本学での業務のため

⑤その他大学として必要な業務のため